

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について 中において、難病受給者の受給者証等に所得区分が記入されるまでの間の取扱いについて次のように示されています。

『難病法による特定医療及び小児慢性特定疾病医療支援の受給者証等に所得区分が記入されるまでの間の取扱いの延長について』（平成28年2月2日保医発0202第1号）は、引き続き適用するが、「特記事項」欄への記載について、高額療養費制度の見直し（平成30年8月施行分）に伴い一部変更するので留意すること。なお、この取扱いについては、健康局難病対策課と協議済みであること。』

※文中「この取扱い」とは、右下黄緑枠内のとおりです。

診療報酬明細書 (医科入院外) 平成 30 年 8 月分 県番 : 25 医科: 1医科

公負①	公受①	保険者番号	給付割合
公負②		記号・番号	

特定医療費(指定難病)受給者証

特記事項

一部負担金の割合	難病受給者証に記載されている適用区分記号	「特記事項」欄への記載		診療実日数	保 日
		多数回該当(入院に限る)			
3割	VI	26区ア	31多ア	①	日
3割	V	27区イ	32多イ	②	日
3割	IV	28区ウ	33多ウ		
2割又は1割	III	29区エ	34多エ		
2割又は1割	I または II	30区オ	-	担点数①	※公費負担点数②

70歳以上の患者についての表です。70歳未満については、変更ございません。

医療機関における難病法による特定医療及び小児慢性特定疾病医療支援の受給者証の提示パターンとレセプトの取扱いについて（平成30年8月1日以降、**当面の間適用**）

【所得区分の受給者証への反映ができていない場合】

提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
反映後の受給者証	受給者証の所得区分に応じた記載とする

【所得区分の受給者証への反映ができていない場合】

提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
① 反映前の受給者証（受給者証に所得区分の記載がないもの）のみ	[70歳未満の場合] 特記事項へは記載しない [70歳以上の場合] 「29区エ」を記載する
② 反映前の受給者証+「3割」（現役並み所得者の記載がある高齢受給者証等）	「26区ア」を記載する
③ 反映前の受給者証+限度額適用認定証または限度額適用・標準負担限度額認定証	限度額適用認定証または限度額適用・標準負担減額認定証に応じた記載とする

※所得区分への受給者証への反映については、有効期限で確認できます。